

浜の活力再生プラン
(第 2 期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	いちき串木野地域水産業再生委員会 1139023
代表者名	会長 濱崎 義文 (串木野市漁業協同組合 代表理事組合長)

再生委員会の構成員	羽島漁業協同組合、串木野市漁業協同組合、串木野市島平漁業協同組合、市来町漁業協同組合、いちき串木野市
オブザーバー	鹿児島県 (鹿児島地域振興局 林務水産課)

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>①対象となる地域の範囲：いちき串木野市</p> <p>②漁業の種類及び対象者：合計 157 名</p> <p>一本釣り：95 名、曳縄：12 名、建網：19 名、刺網：31 名、かご：13 名、延縄：7 名</p> <p>機船船曳網：17 名 (3 経営体)、ごち網：3 名</p> <p>○ 対象漁業者 157 名及び 3 経営体</p> <p>※ 兼業が存在するため、合計とは一致しない。</p>
-------------------	---

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>いちき串木野市は、薩摩半島の北西部、日本三大砂丘の一つである吹上浜の北端に位置し、さつまあげ発祥の地とも言われ、古くから水産加工業が盛んな町であり、小型機船船曳網漁業や吾智網漁業や、遠洋マグロ延縄漁業が行われている。</p> <p>地域には羽島漁協、串木野市漁協、串木野市島平漁協、市来町漁協の 4 漁協がある</p> <p>羽島漁協の組合員数 (正組合員 29 名、准組合員 66 名、計 95 名)</p> <p>串木野市漁協の組合員数 (正組合員 74 名、准組合員 596 名、計 670 名)</p> <p>串木野市島平漁協の組合員数 (正組合員 33 名、准組合員 34 名、計 67 名)</p> <p>市来町漁協の組合員数 (正組合員 35 名、准組合員 117 名、計 152 名)</p> <p>組合員の合計は、正組合員 171 名、准組合員 813 名、計 984 名である。</p> <p>平成 30 年度の沿岸漁業の漁業生産量は、</p> <p>羽島漁協の漁業生産量は、 水揚量 182 トン、 126 百万円</p> <p>串木野市漁協の漁業生産量は、 水揚量 62 トン、 33 百万円</p>

串木野市島平漁協の漁業生産量は、水揚量 2 トン、2 百万円
市来町漁協の漁業生産量は、水揚量 205 トン、270 百万円

合計すると漁協の漁業生産量(平成 30 年)は、水揚量 775 トン、385 百万円で、水産業はいちき串木野市の基幹産業の一つとなっている。

一方、高齢化による漁業就業者の減少、資源低迷により水揚げ量は減少傾向にあり、加えて、近年の全国的な燃油高、魚価安により、漁家経営は極めて厳しい状況にある。

(2) その他の関連する現状等

いちき串木野地域の漁業は、串木野漁港を母港とした遠洋漁業が営まれているほか一本釣り漁業、刺網漁業、建網漁業、延縄漁業、吾智網漁業、機船船曳網漁業などが沿岸で営まれている。

これらの漁業は、地先における対象魚種の資源量に大きく依存しており、近年は資源の減少が顕著であり、吾智網漁業、機船船曳網漁業においては、操業区域の拡大が行われた。また、漁業者の高齢化率が高く、若年漁業就業者も減少傾向にあり、将来における地域の担い手が不足している現状にある。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--



(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

1 漁業所得の向上

- ① 魚価向上（鮮度保持技術の向上、低利用魚を用いた加工品の開発等）
- ② 販路拡大（直販施設の活用及び漁協食堂の開設による消費拡大、魚食普及活動等）
- ③ 魚礁設置や資源保護による資源増加の取り組み
- ④ 新規漁業就業者の確保

2 漁業コストの削減

- ① 燃油高騰への対応（船底清掃の徹底、省エネ航行の実施等）
- ② 漁場探索の協業化
- ③ 高齢漁業者の漁労作業労力の軽減等

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ・鹿児島県漁業調整規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期間を設けるとともに、漁法の制限等を行っている。
- ・漁協の漁業権行使規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期間を設けてい

る。

- ・鹿児島海区漁業調整委員会指示により、マダイ、ヒラメの体長制限を設定する。
- ・機船船曳網漁業は、資源管理計画を策定し、禁漁期間を設定する。
- ・一本釣り漁業は、資源回復計画に参画し、保護区及び保護期間を設定する。

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(4) 具体的な取組内容 (毎年ごとに数値目標とともに記載)

1年目 (令和2年度) 以下の取組により漁業所得を基準年対比 17.1%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 15.0%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>1 資源の増大と漁場環境保全の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者及び漁協は、水産資源の回復・増加を図るため、県及び市に増殖礁等の設置及び漁場の造成を要望し、漁場を整備する。・漁業者及び漁協は、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。・漁業者及び漁協は、アオリイカやコウイカの産卵用のイカシバの設置に取り組み、産卵状況や産卵場所の把握に努める。・漁業者及び漁協は、アマモ場造成による藻場造成やウニ駆除を行うことにより、藻場の造成を行い、漁業生産量の増大を図る。・漁業者及び漁協は、海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。 <p>2 付加価値向上や販路拡大等による魚価向上の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者及び漁協は、水産物直売所において年2回各漁協相互の水産物販売等により、地域水産物のPRと販路拡大に取り組む。・漁業者及び漁協は、いちき串木野市内の親子を対象とした魚のさばき方教室を開催する。・串木野市漁協は、直営「海鮮まぐろ家」の増築をし、団体客等を対象とした集客力向上を図る。・関係漁協及び市は、低利用魚・漁具被害のあるサメ類の有効活用・商品販売促進のため、機能性分析や販促会を開催する。・漁協及び市は、魚価向上のため、水産物の集荷集約にあたり、課題整理、調査・研究を行う。・串木野市漁協は製氷施設用フォークリフトの整備計画を策定・要望し、市内水産物の品質保持推進を図る。 <p>3 後継者の確保の取り組み</p>
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、市や県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業担い手の確保を図る。 ・漁協及び漁業者は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「かごしま漁業学校」による漁業の基礎的研修や漁業の実践的研修へ参加を呼びかける等により、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 2.1%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>1 省燃油活動への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティーネット構築等事業に加入している漁業者は、これまでの年1回の船底清掃実施回数を2回に増やすこと等の省燃油活動により、燃油消費量の削減を目指す。 ・省燃油活動を行っていない漁業者も、同様の取り組みを行う。 <p>2 省エネ航行への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、航行速度を落とした減速航行や、出漁時間を早めて漁場まで減速航行する等の省エネ航行に取り組む。 ・羽島漁協は省エネ航行のための船底清掃に必要な上架施設の整備を行う。 <p>3 高齢漁業者の漁労作業労力軽減の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、高齢漁業者の漁労作業労力軽減に係る機器を整備・貸出を行い、漁業生産の維持を図る。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティーネット構築事業（国） ・省燃油活動推進事業（国） ・水産多面的機能発揮事業（国） ・広域漁場整備事業（国） ・新規漁業就業者総合支援事業（国） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・県単漁場施設整備事業（県） ・地域振興推進事業（県） ・浜の担い手育成支援事業（県） ・新規漁業就業者定着推進事業（県） ・水産業振興対策事業（市） ・沿岸漁業活性化推進事業（市） ・新規沿岸漁業就業者支援事業（市）

2年目（令和3年度）以下の取組により漁業所得を基準年対比 17.7%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>この取組みにより、基準年と比較し 15.6%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>1 資源の増大と漁場環境保全の取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者及び漁協は、水産資源の回復・増加を図るため、県及び市に増殖礁等の設置及び漁場の造成を要望し、漁場を整備する。・漁業者及び漁協は、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。・漁業者及び漁協は、アオリイカやコウイカの産卵用のイカシバの設置に取り組み、産卵状況や産卵場所の把握に努める。・漁業者及び漁協は、アマモ場造成やウニ駆除を行うことにより、藻場の造成を行い、持続的・安定的な漁業生産量の増大を図る。・漁業者及び漁協は、海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。 <p>2 付加価値向上や販路拡大等による魚価向上の取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業者及び漁協は、水産物直売所において年2回各漁協相互の水産物販売等により、地域水産物のPRと販路拡大に取り組む。・漁業者及び漁協は、いちき串木野市内の親子を対象とした魚のさばき方教室を開催する。・漁協及び漁業者は、市と共同で地域の水産物の付加価値向上による魚価の向上を図るため、以下に取り組む。<ul style="list-style-type: none">① 漁協は、漁獲された魚介類の鮮度保持のため神経締めや活魚出荷等に取り組むことにより、魚価の向上を図る。② 漁協は、時期的に大量に水揚される地魚を利用し、一夜干しや開き等に加工し、付加価値を付けることで価格の維持を図る。 <p>市は、上記①～②の取組みに対し、販売促進用の資材製作やPR活動等について支援する。</p> <ul style="list-style-type: none">・関係漁協及び市は、サメの販路拡大に向け、県外を含めた飲食店への展開（サンプル提供・イベント開催）を行っていく。また、県外への流通方法の調査・調整を行っていく。・漁協及び市は、魚価向上のため、水産物の集荷集約の実証試験を行い、課題を抽出する。・串木野市漁協は製氷施設用フォークリフトの整備を行い、市内水産物の品質保持推進を図る。
--------------	---

	<p>3 後継者の確保の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、市や県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業担い手の確保を図る。 ・漁協及び漁業者は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「かごしま漁業学校」による漁業の基礎的研修や漁業の実践的研修へ参加を呼びかける等により、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 2.1%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>1 省燃油活動への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築等事業に加入している漁業者は、これまでの年1回の船底清掃実施回数を2回に増やすこと等の省燃油活動により、燃油消費量の削減を目指す。 ・省燃油活動を行っていない漁業者も、同様の取り組みを行う。 <p>2 省エネ航行への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、航行速度を落とした減速航行や、出漁時間を早めて漁場まで減速航行する等の省エネ航行に取り組む。 <p>3 高齢漁業者の漁労作業労力軽減の取り組み（最終年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、高齢漁業者の漁労作業労力軽減に係る機器を整備・貸出を行い、漁業生産の維持を図る。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮事業（国） ・広域漁場整備事業（国） ・新規漁業就業者総合支援事業（国） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・県単漁場施設整備事業（県） ・地域振興推進事業（県） ・浜の担い手育成支援事業（県） ・新規漁業就業者定着推進事業（県） ・水産業振興対策事業（市） ・沿岸漁業活性化推進事業（市） ・新規沿岸漁業就業者支援事業（市）

3年目（令和4年度）以下の取組により漁業所得を基準年対比 19.1%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 17.0%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>1 資源の増大と漁場環境保全の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、水産資源の回復・増加を図るため、県及び市に増殖礁等の設置及び漁場の造成を要望し、漁場を整備する。 ・漁業者及び漁協は、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。 ・漁業者及び漁協は、アオリイカやコウイカの産卵用のイカシバの設置を、計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。 ・漁業者及び漁協は、アマモ場造成やホンダワラ類のスポアバックの投入による藻場造成やウニやイスズミ等の食害生物の駆除を行うことにより、藻場の回復・造成を行い、持続的・安定的な漁業生産量の増大を図る。 ・漁業者及び漁協は、海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。 <p>2 付加価値向上や販路拡大等による魚価向上の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、水産物直売所において年 2 回各漁協相互の水産物販売等により、地域水産物の PR と販路拡大に取り組む。 ・漁業者及び漁協は、いちき串木野市内の親子を対象とした魚のさばき方教室を開催する。 ・漁協及び漁業者は、市と共同で地域の水産物の付加価値向上による魚価の向上を図るため、地域水産物のブランド化を目指した取り組みを推進する。具体的には、以下に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ① 漁協は、漁獲した魚介類の鮮度保持のため神経締めに取り組むことにより、魚価の向上を図る。 ② 漁協は協力して大量に水揚げされた時の地魚を利用し、一夜干しや開きの加工し付加価値を付けることで価格の維持を図る。 <p>市は、上記①～②の魚介類を中心に販売促進用の資材製作や PR 活動等について支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、水揚げの効率化と市場の活性化による所得の向上を図るため、また、フロンガス規制に対応するため、市内 4 漁協は冷蔵冷凍施設を国、県及び市に整備を要望する。 ・関係漁協及び市は、サメの販路拡大に向け、県外を含めた飲食店への展開（サンプル提供・イベント開催）を行っていく。また、販路拡大に対応した水揚げ体系を構築する。 ・漁協及び市は、魚価向上のため、水産物の集荷集約の実証試験を行い、課題を抽出する。
---------------------	---

	<p>3 後継者の確保の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、市や県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業担い手の確保を図る。 ・漁協及び漁業者は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「かごしま漁業学校」による漁業の基礎的研修や漁業の実践的研修へ参加を呼びかける等により、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。
漁業コスト削減のための取組	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 2.1%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>1 省燃油活動への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築等事業に加入している漁業者は、これまでの年1回の船底清掃実施回数を2回に増やすこと等の省燃油活動により、燃油消費量の削減を目指す。 ・省燃油活動を行っていない漁業者も、同様の取り組みを行う。 <p>2 省エネ航行への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、航行速度を落とした減速航行や、出漁時間を早めて漁場まで減速航行する等の省エネ航行に取り組む。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮事業（国） ・広域漁場整備事業（国） ・新規漁業就業者総合支援事業（国） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・県単漁場施設整備事業（県） ・地域振興推進事業（県） ・浜の担い手育成支援事業（県） ・新規漁業就業者定着推進事業（県） ・水産業振興対策事業（市） ・沿岸漁業活性化推進事業（市） ・新規沿岸漁業就業者支援事業（市）

4年目（令和5年度）以下の取組により漁業所得を基準年対比 20.6%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 18.5%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>1 資源の増大と漁場環境保全の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、水産資源の回復・増加を図るため、県及び市に増殖礁等の設置及び漁場の造成を要望し、漁場を整備する。
--------------	--

- ・漁業者及び漁協は、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。
- ・漁業者及び漁協は、アオリイカやコウイカの産卵用のイカシバの設置を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。
- ・漁業者及び漁協は、アマモ場造成やホンダワラ類のスポアバックの投入による藻場造成やウニやイスズミ等の食害生物の駆除を行うことにより、藻場の回復・造成を行い、持続的・安定的な漁業生産量の増大を図る。
- ・漁業者及び漁協は、海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。

2 付加価値向上や販路拡大等による魚価向上の取り組み

- ・漁業者及び漁協は、水産物直売所において年2回各漁協相互の水産物販売等により、地域水産物のPRと販路拡大に取り組む。
- ・漁業者及び漁協は、いちき串木野市内の親子を対象に参加者を公募し、魚のさばき方教室を開催することで、地魚のPRと魚食普及を図る。
- ・漁協及び漁業者は、市と共同で地域の水産物の付加価値向上による魚価の向上を図るため、地域水産物のブランド化を目指した取り組みを推進する。具体的には、以下に取り組む。

① 漁業者は、漁獲した魚介類の鮮度保持のため神経締めや活魚出荷等に取り組むことにより、魚価の向上を図る。

② 漁業者は協力して、大量に水揚げされた時の地魚を利用し、一夜干しや開き等の加工し付加価値を付けることで価格の維持を図る。

市は、上記①～②の魚介類を中心に販売促進用の資材製作やPR活動のほか、漁協及び漁業者が行う東京や大阪など都市部への売り込み等について支援する。

- ・関係漁協及び市は、サメの販路拡大に向け、県外を含めた飲食店への展開（サンプル提供・イベント開催）を行っていく。また、販路拡大に対応した水揚げ体系を構築する。
- ・漁協及び市は、魚価向上のため、水産物の集荷集約の実証試験を行い、課題を抽出する。

3 後継者の確保の取り組み

- ・漁協及び漁業者は、市や県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業担い手の確保を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「かごしま漁業学校」による漁業の基礎的研修や漁業の実践的研修へ参加を呼びかける等により、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。
漁業コスト削減のための取組	<p>この取組みにより、基準年と比較し 2.1%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>1 省燃油活動への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティーネット構築等事業に加入している漁業者は、これまでの年1回の船底清掃実施回数を2回に増やすこと等の省燃油活動により、燃油消費量の削減を目指す。 ・省燃油活動を行っていない漁業者も、同様の取組みを行う。 <p>2 省エネ航行への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、航行速度を落とした減速航行や、出漁時間を早めて漁場まで減速航行する等の省エネ航行に取り組む。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮事業（国） ・広域漁場整備事業（国） ・新規漁業就業者総合支援事業（国） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・県単漁場施設整備事業（県） ・地域振興推進事業（県） ・浜の担い手育成支援事業（県） ・新規漁業就業者定着推進事業（県） ・水産業振興対策事業（市） ・沿岸漁業活性化推進事業（市） ・新規沿岸漁業就業者支援事業（市）

5年目（令和6年度）以下の取組により漁業所得を基準年対比 21.2%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>この取組みにより、基準年と比較し 19.1%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>1 資源の増大と漁場環境保全の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、水産資源の回復・増加を図るため、県及び市に増殖礁等の設置及び漁場の造成を要望し、漁場を整備する。 ・漁業者及び漁協は、マダイ、ヒラメ等の種苗放流を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、アオリイカやコウイカの産卵用のイカシバの設置を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。 ・漁業者及び漁協は、アマモ場造成やホンダワラ類のスポアバックの投入による藻場造成やウニやイスズミ等の食害生物の駆除を行うことにより、藻場の回復・造成を行い、持続的・安定的な漁業生産量の増大を図る。 ・漁業者及び漁協は、海岸の漂着物や堆積物を処理し、水域環境を保全することにより、水産資源の回復・増加を図る。 <p>2 付加価値向上や販路拡大等による魚価向上の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者及び漁協は、水産物直売所において年2回各漁協相互の水産物販売等により、地域水産物のPRと販路拡大に取り組む。 ・漁業者及び漁協は、いちき串木野市内の親子を対象に参加者を公募し、魚のさばき方教室を開催することで、地魚のPRと魚食普及を図る。 ・漁協及び漁業者は、市と共同で地域の水産物の付加価値向上による魚価の向上を図るため、地域水産物のブランド化を目指した取り組みを推進する。具体的には、以下に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ① 漁業者は、漁獲した魚介類の鮮度保持のため神経締めや活魚出荷等に取り組むことにより、魚価の向上を図る。 ② 漁協は協力して、大量に水揚げされた時の地魚を利用し、一夜干しや開き等の加工し付加価値を付けることで価格の維持を図る。 ・関係漁協及び市は、サメの販路拡大に向け、県外を含めた飲食店への展開（サンプル提供・イベント開催）を行っていく。また、販路拡大に対応した水揚げ体系を構築する。 ・漁協及び市は、魚価向上のため、水産物の集荷集約を行う。 <p>3 後継者の確保の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び漁業者は、市や県と連携して漁業就業支援・漁業体験等の担い手育成事業を実施し、漁業担い手の確保を図る。 ・漁協及び漁業者は、漁業就業希望者への就業情報や漁業情報の提供、県の「かごしま漁業学校」による漁業の基礎的研修や漁業の実践的研修へ参加を呼びかける等により、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を確保し、育成を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>この取り組みにより、基準年と比較し 2.1%の漁業所得の増加を図る。</p> <p>1 省燃油活動への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティーネット構築等事業に加入している漁業者は、これ

	<p>までの年1回の船底清掃実施回数を2回に増やすこと等の省燃油活動により、燃油消費量の削減を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省燃油活動を行っていない漁業者も、同様の取り組みを行う。 <p>2 省エネ航行への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、航行速度を落とした減速航行や、出漁時間を早めて漁場まで減速航行する等の省エネ航行に取り組む。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮事業（国） ・広域漁場整備事業（国） ・新規漁業就業者総合支援事業（国） ・種子島周辺漁業対策事業（JAXA） ・県単漁場施設整備事業（県） ・地域振興推進事業（県） ・浜の担い手育成支援事業（県） ・新規漁業就業者定着推進事業（県） ・水産業振興対策事業（市） ・沿岸漁業活性化推進事業（市） ・新規沿岸漁業就業者支援事業（市）

(5) 関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・いちき串木野市、鹿児島県鹿児島地域振興局をはじめとした関係機関との連携を強化する。 ・鹿児島県漁業協同組合連合会と連携し、鮮魚、加工品等の販売を強化するとともに、高値で取引される魚やシメ方・出荷方法等の情報収集に努める。 ・西薩おさかな海道ネットワークを活用し、日置地区の漁協直売所と情報交換・関連イベントを開催する。 ・市場が休みの日は、量販店の鮮魚の入荷が少ないことから、漁業者が漁獲した鮮魚を量販店と連携して販売を行う。 ・都市部への出荷・販売については、既に都市部のホテルやレストランに大きな販売網を持つ民間の水産加工販売業者と連携する。 ・ふるさと納税制度を活用し、鮮魚・加工品を返礼品として出荷するよう努め、市関係部署と情報共有を図る。 ・加工商品の開発については、県水産技術開発センターで研修を行い、技術的な指導を仰ぐ。また、県水産技術開発センター主催の品評会等にも参加し競争力の強化を図る。 ・漁協の直販施設「羽島うんのもん」、「照島海の駅」、「海鮮まぐろ家」、「市来えびす市場」を積極的に利用し、西薩地域の漁協等が運営する直売施設のネットワークと連携し、販売の強化を図る。

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上 21%以上	基準年	
	目標年	

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) 所得目標以外の成果目標

魚価の向上	基準年	
	目標年	

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティーネット構築事業（国）	漁業用燃油の高騰に備えて、セーフティーネットの仕組みを構築する。

省燃油活動推進事業（国）	漁船の燃油向上のための船底の清掃及び塗装また、プロペラの清掃及び部分交換や減速走行や漁場の共同探索を行い漁業コストの削減を行う。
水産多面的機能発揮対策事業（国）	母藻の設置、アマモの播種等による藻場の拡大を図り、地域資源の維持・回復を図る。
広域漁場整備事業（国）	漁業権内にマダイ、ヒラメ、イセエビ等を対象とした増殖場を整備し、資源量の増加を図り、所得向上を目指す。
新規漁業就業者総合支援事業（国）	意欲のある新規漁業就業者を確保するため、就業準資金の給付や、就業相談会等を開催する等の支援を行う。
種子島周辺対策事業（JAXA）	漁協が行う共同利用施設等の整備を支援し、漁業経営の安定を図り、所得向上を目指す。
県単漁場施設整備事業（県）	漁業権内に魚礁を設置し、沿岸漁業者の漁獲量の増加を図り、所得向上を目指す。
サメ販売強化対策事業（地域振興推進事業）（県）	サメ等の有効利用のより、特産品開発、惣菜としての活用を図ることで、漁業資源としての価値を高め、漁業者の所得向上を目指す。
生き生き高齢漁業者支援事業（地域振興推進事業）（県）	漁業協同組合が作業軽減機器を整備し、高齢漁業者の漁労作業軽減を図る
浜の担い手育成支援事業（県）	浜プランに掲げる取り組みを実践する女性を含んだ10人未満の活動グループへ機器整備や漁具改善等助成する。
新規漁業就業者定着推進事業（県）	漁業生産の担い手育成確保事業漁業の担い手確保・育成を図るため、漁業就業相談への対応、ザ・漁師塾の実施、漁業士認定、活動グループ化促進、研修等を実施する。
水産業振興対策事業（市）	水産資源の育成、確保を図るため、産卵場の保護や魚礁設置、魚食普及のための施設整備を行い、漁業者の所得向上を目指す。
沿岸漁業活性化推進事業（市）	漁業収入安定を図るため、漁獲共済等への加入を促す、および漁業者自らが行う省エネ活動に対して、かかる経費の一部を支援する
新規沿岸漁業就業者支援事業（市）	新規沿岸漁業就業者支援事業新たに専業として沿岸漁業に就業した者に支援を行い、漁業就業者

	の確保を図る。
--	---------

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。